

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 6 年 3 月 12 日

海上保安庁長官

石井 昌平（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
政策課制度審議室
- (2) 住 所 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区 域
別添付図のとおり
- (2) 期 間
令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日

3 水路測量の実施方法

ナローマルチビーム測深機及びシングルビーム測深機による水深測量
グラブ式採泥器による採泥

4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚
- (2) 第一管区水路通報、第二管区水路通報、第九管区水路通報

付図



※陸域は除く

背景図:海上保安庁、(C) Esri Japan